

## 【資料紹介】

# 徳山喜明氏所蔵英文高札について

田村唯史

## はじめに

高札とは法令を木製の板面に記し、人の往来する場所に掲示し、その法令を周知させる目的をもったものである。日本における高札を用いた法令の掲示は奈良時代末期からみられる。それから室町時代、織豊時代を経て江戸時代には様々な法令が高札により掲示された。江戸時代の高札には幕府が発した「公儀御高札」と、藩が独自で発した「自分高札」と大別された。また明治時代に入り、明治政府が発したものは「天朝高札」と呼ばれた。江戸時代に全盛をむかえた高札による法令の掲示は1874（明治7）年に高札の廃止が決定されそれ以降は天皇陵などの一部を除き撤去されていった。

徳山喜明氏蒐集（以下徳山コレクション）高札は切支丹禁制や「五榜の掲示」を含む、多様な種類の法令のものがあり、江戸から明治にかけての法令を研究する上で貴重な資料となろう。徳山コレクションに所蔵されている主なものはいわゆる「キリシタン札」、「火付札」、「毒薬札」などがあり、他にも「徒党禁令」、「五輪之道」などがある。徳山コレクションの高札のうち切支丹禁制と徒党禁令が全体の四割を占め、五輪之道、明治初期に出されたとみられる「王政御一新」で始まる高札、火付札がつづく。さらに少量ではあるが、生類憐愍政策や鷹場対策に関連した「鉄砲関連」の高札、「南蛮黒船関連」の高札も所蔵されている（表1）。また徳山コレクションの特徴の一つに年代幅の多様さがある。最も多いのは慶應4年から明治元年であるが、1638（寛永15）年の一点を含め、1682（天和2）年から1873（明治6）年までの高札がある。そのため「キリシタン札」など点数の多い資料については掲示された年代での内容の比較検討が可能で当時の政治、経済を研究する上で重要な資料となろう。他にも「北山麓苑寺境内禁制」とされる高札が二点含まれている。つまり寺社内の禁制であり寺社が当時どのように扱われてきたか研究する資料となりうるだろう。それら徳山コレクションの中でも特異なものが存在する。本稿でとりあげる英文で書かれた高札である。点数は一点ではあるが英文で書かれた高札というのは極めて稀有であるとおもわれる。英文で書かれた高札の例は鶴岡八幡宮年表に「英文制札を掲ぐ」という記載が登場するが、第二次世界大戦後のアメリカを含めた連合軍に向けたものと思われ、本資料は当時の法制度を考える上でも大変貴重な存在であろう。さらにこの高札は内容から天皇陵に掲示されていた高札であるとみられる。掲示されていた年代は不詳であるが、本高札は天皇陵がどのように扱われてきたかということを知る資料として、大変貴重な存在であると思われる。天皇陵に英文の高札が掲示されていたことはすでに堺市博物館発行の『百舌鳥古墳群の陵墓古写真』及び『陵墓古写真集Ⅱ』で明らかにされている。その研究をさらに進めるためにも古写真の文言と全く同

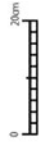
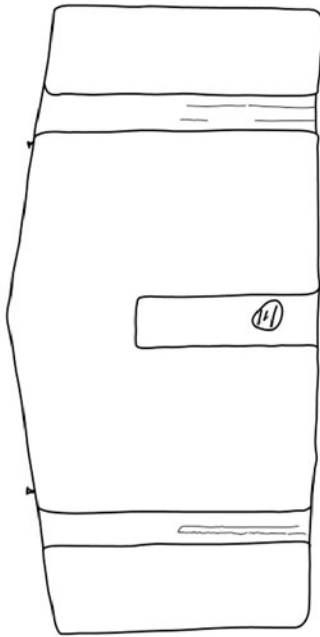
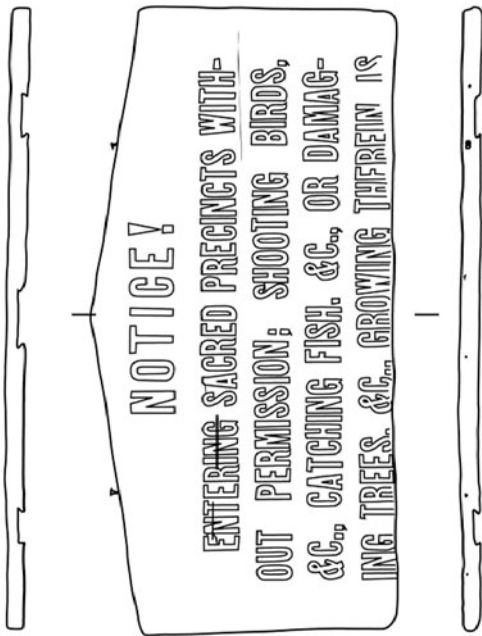
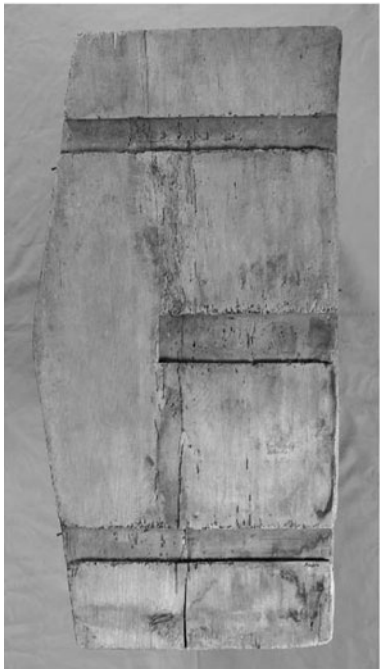


図 1 徳山コレクション所蔵英文高札



図2 和釘

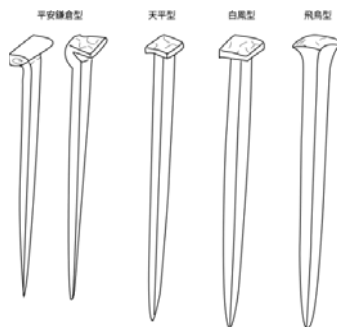


図3 模式図

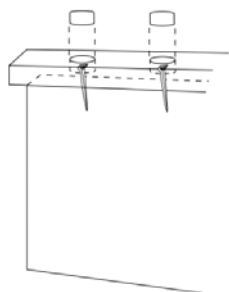


図4 傘部復元図

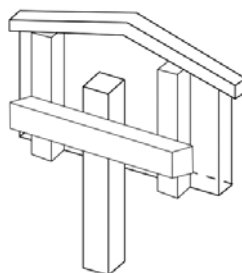


図5 高札復元図

一であるこの英文高札の存在は今後さらなる研究の深化を期待させる<sup>①</sup>。

### 【形態】

高札の下端は欠損し、原形をとどめていない。法量が現存で縦54.5cm 横110.0cm、厚さ3.0cmの圭頭形の高札である。裏木には左右、中央の仕口タイプの溝がある。傘の部分は現存していないが、板木のほうに和釘による孔が五箇所あり、そのうち和釘が2本残存している。屋根部は欠損しているとおもわれる。残存している和釘の頭が約1cm 板木から突出することからこの和釘はいわゆる「座ぐり」、「隠し釘」で元の高札は釘の頭は外から見えない構造であるとおもわれる。和釘はその形状から飛鳥型、白鳳型、天平型、平安鎌倉型に分類されるが本高札の釘は平安鎌倉型に分類されるだろう。なお裏面に金具はつけられていなかった。裏面中央の溝には「三」という表記があるがこの字が高札の造られた時に書かれたのかもしくは後世に書かれたのかは判断できない。

### 【内容】

高札の発令者、発令年は書かれていない。英語の文がISで終わっていることから一部が欠落していることがわかる。内容は図6のとおりである。「警告 聖域内に許可なく入ること。鳥等を撃つこと、魚等を捕まえること。植木等を傷つけること。」上述のようにこれらの内容から本高札は天皇陵に掲示されていたものとおもわれる。詳細は後述するが、現在の天皇陵に掲示されている

Notice!  
ENTERING SACRED PRECINCTS WITH-  
OUT PERMISSION; SHOOTING BIRDS,  
&C.,CATCHING FISH. &C.,OR DAMAG-  
ING TREES.&C.,GROWING THEREIN IS

図6 英文内容

警告  
聖域内に許可なく入ること  
鳥等を撃つこと、魚等を捕まえること  
植木等を傷つけること  
上記の点を厳しく禁止する。  
宮内省

Notice!  
ENTERING SACRED PRECINCTS WITH-  
OUT PERMISSION; SHOOTING BIRDS,  
&C.,CATCHING FISH. &C.,OR DAMAG-  
ING TREES.&C.,GROWING THEREIN IS  
STRICTLY PROHIBITED  
BY ORDER

高札と内容はほぼ同じであろう。英文高札に行為が箇条書きされたうえで、それらを禁止するとする内容であるのに対して、現在の天皇陵の高札が禁止項目の箇条書きであることがわずかな違いであろう。

製作技術の問題で、この英文は英語で書かれた型板のようなものを貼り付け上から墨を塗りつけたものとおもわれる。ただアルファベットの「O」の部分などは型板のように押し付けて塗るとわずかに隙間ができるのだが本文ではそれがみられない。また中空の部分に、型板を置いた後に付け足したのであるならば、文字の中空の部分が上下左右に歪むはずだが、どの文字もほぼ中央で整っている。製作技法にはさらなる高札が必要となるであろう。

堺市博物館が発行した『陵墓古写真集Ⅱ』に掲載されている「旧崇神天皇陵に在りしもの」という英文高札の写真にはこの英文全体が残っており、細部まで観察することが可能である。「旧崇神天皇陵に在りしもの」の英文全体を書き出すと上記のようになる。発令者について断定することは困難であるが、通達どおりであるならば岩倉具視、あるいは当該の自治体になるだろう。徳山コレクションの英文高札と「旧崇神陵に在りしもの」を比べてみる、文言が同じであること、行の構成も同じであることからほぼ同時期に同じ方法で製作されたことが推測される。しかし高札の傘の部分の角度が異なることがわかる。高札の木目等も異なることから二つは同一のものではないだろう。現在の天皇陵の高札と比べるために應神天皇恵我藻伏岡陵に掲示されている高札をみると次のとおりである。

應神天皇恵我藻伏岡陵  
一. みだりに域内に立ち入らぬこと  
一. 魚鳥等を取らぬこと  
一. 竹木等を切らぬこと

宮内庁

神武天皇陵の高札をみても同様の文言である。英文高札とほとんど同じ内容であることは大変興味深い。このことから天皇陵に掲示されている高札の規格はほぼ同じであることがわかる。しかし「旧崇神天皇陵に在りしもの」をふくめた他の天皇陵に掲示されていた英文高札と徳山コレクションの英文高札とは高札の傘の形状が異なっている。後述する英文高札とみられるものは傘の形状はほぼ同じである。徳山コレクションの高札の下端が欠落しているのと合わせて大変興味深い点であろう。

### 【古写真にみる英文高札・確認できる陵墓とその年代】

英文高札が確認できる陵墓は次のとおりである。仁徳天皇陵、崇神天皇陵、敏達天皇陵、宣化天皇陵、後醍醐天皇陵、安寧天皇陵、安徳天皇陵、懿徳天皇陵である。英文高札について、樋口吉文氏が『百舌鳥古墳群の陵墓古写真集』で取り上げている。陵墓制札の設置について、1873（明治6）年に当時の右大臣岩倉具視の名で府県に出され、その通達の中に「英文ニテ同断、仏文にて同断」とあり英語とフランス語でも記すように指示されている（堺市博物館 2009）。

陵墓に掲げられていた英文高札について考えるのにはかなりの資料的制約を受ける。今回のように実物が存在する例は極めて少ないとおもわれるからである。陵墓に掲示されていた英文高札は陵墓の古写真でその存在を知ることができる。

樋口氏は「仁徳陵古墳のみに設置されているようで外国からの訪問者も多いことに対する実質的必要性から設置された」と述べられているが、筆者は限られた期間に広く掲示されたと考えている。上述したように筆者は英文（仏文の可能性もあるが）で書かれた制札を8例確認している。英文高札について、古写真からは英文なのか仏文なのか断定することは困難である。しかし横行とおもわれる高札はどの天皇陵を概観しても横行で書かれている高札は一つである。そのため岩倉具視の通達では英文、仏文とあるが実際に天皇陵に掲示されているのは一つであり、それは英文であると想定されるだろう。英文高札が掲示されていた古墳についてその中には敏達天皇陵や安寧天皇陵のような世間的に有名とはいえない古墳も混在している。そのためこれらの高札はある期間内には相当数の陵墓に存在したと思われる。英文高札が天皇陵に掲示されていた期間を割り出すことは現時点ではかなり困難である。しかし幕末から明治にかけて来日したウィリアムゴードランドとロメインヒッチコックが撮影した写真には英文の高札はみられない。そして大正2年

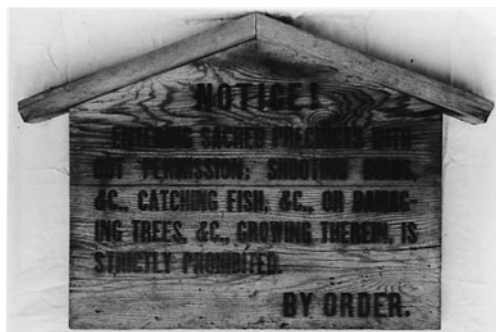


図7 旧崇神陵に在りしもの

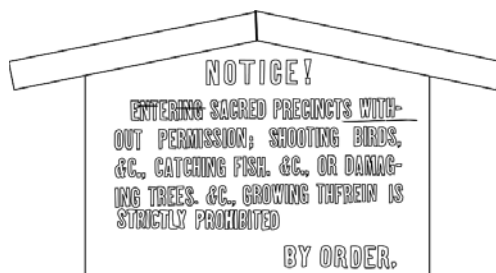


図8 徳山コレクション英文高札復原図

に撮影された天皇陵の写真集『山陵遙拜帖』にも英文高札は確認できない。英文高札が確認できるのは明治30年代に作成された『堺大観』に所収されている仁徳陵天皇陵の拝所の写真と大正2年に発行された『皇陵』掲載の敏達天皇陵、宣化天皇陵、懿徳天皇陵、安徳天皇陵、安寧天皇陵、後醍醐天皇陵の拝所の写真である。『皇陵』の皇陵巡りの期間等を考慮すると、明治時代に撮影された写真であることが推測される。堺市博物館発行の『陵墓古写真集Ⅱ』には昭和17年10月16日に撮影したとされる崇神天皇陵の英文高札の写真が掲載されている。しかしこの日付は写真を撮影した日付であり、英文高札の掲示時期ではない。この古写真の高札はすでに抜かれた後で撮影されており、掲示期間の特定は困難である。ゴーランド、ヒッチコックの写真、『山陵遙拜帖』、『堺大観』、『百舌鳥古墳群の陵墓古写真集』、『陵墓古写真集Ⅱ』をみると、大正時代には英文高札はすでに掲示されなくなりその役目を終えていることがわかる。よって英文高札は、大正から昭和にかけての皇陵巡りブームにかかわるものではないと考えられる。この英文高札が掲げられた要因は岩倉具視の通達であると考えられるが、掲示されなくなった原因は不明である。通達がそのあとでなかったのでは高札も更新されなかった可能性も考えられるだろう。

表1 英文高札の確認できた天皇陵

陵墓名	所在地	規模	掲示時期	備考
仁徳天皇陵	大阪府堺市	486m	明治30年代	
崇神天皇陵	奈良県天理市	242m		
旧崇神天皇陵	奈良県天理市	310m	昭和17年	外された写真
懿徳天皇陵	奈良県橿原市	—	大正2年より前	
宣化天皇陵	奈良県橿原市	138m	大正2年より前	
敏達天皇陵	大阪府南河内郡太子町	94m	大正2年より前	
安寧天皇陵	奈良県橿原市	—	大正2年より前	
安徳天皇陵	山口県下関市	—	大正2年より前	
後醍醐天皇陵	奈良県吉野郡吉野町	—	大正2年より前	



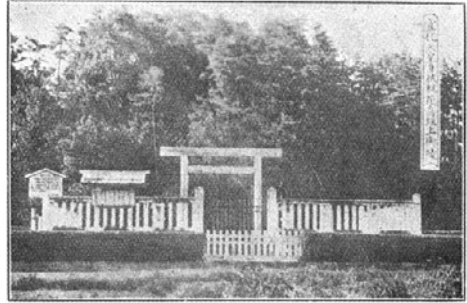
図9 神武天皇陵 高札



図10 応神天皇陵 高札



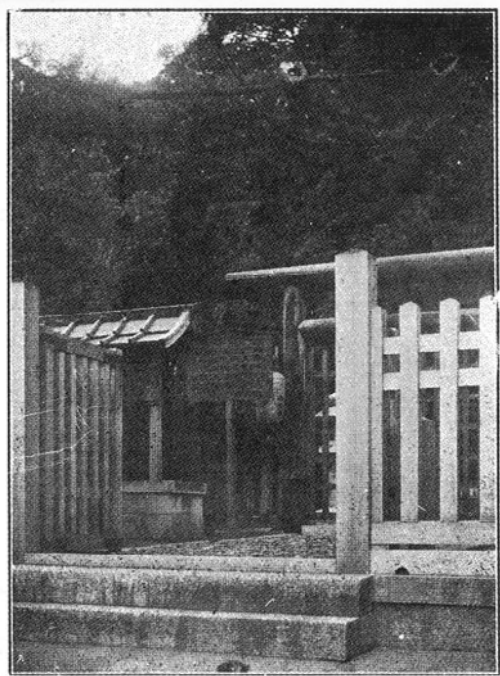
陵尾中長磯皇天達敏



陵上坂鳥花桃狹身皇天化宣



(す拜りよ下登) 陵尾塔皇天酬醒後



陵寺陀彌阿皇天德安  
(む望を居鳥御の所拜御りよ門御構外)

図11 現在の高札と英文高札の確認できた天皇陵（日本歴史地理学会1913より）

## 【おわりに】

本稿ではまず徳山コレクションの高札を概観し、内容の分類と若干の検討を加えた。次に、徳山コレクションに含まれる英文高札について形態、内容、全体像の復原等をおこなった。傘部や和釘の形状等不明瞭な箇所もいくつか存在するが、本稿によって高札の掲示されていた当時の様相をある程度推測できるであろう。

また徳山コレクションの英文高札はその内容から天皇陵に掲示されていたことがわかり、明治時代の古写真からほぼ同じ形、同じ内容の高札が確認できたことから当高札は何処かの天皇陵に掲示されていたものであることが分かった。さらに筆者は歴代天皇陵の古写真を参照しながら英

文高札の掲示されていた年代、場所について考察をおこなった。掲示されていた天皇陵の特定はできなかったが、掲示時期について一定の結論をだすことができた。つまり上述してきたように英文高札は大正時代にはその役目は終えていた。そして「旧崇神陵に在りしもの」の例からある程度長い期間当該の天皇陵の周辺に存在していた可能性を指摘できる。しかし本稿の課題として次のようなものがあげられる。

一つは高札の掲示開始時期とその要因である。英文高札は岩倉具視が各府県に通達したすぐ後に作成されたものであるのか、あるいはその時期がかなり遅れるのかということである。英文の高札を掲示したという記事を筆者は確認できなかったため掲示の開始時期について特定はできなかった。もう一つは高札が掲示されていた天皇陵についてである。上述のように樋口氏は特定の天皇陵を抽出し、実質の必要性に応じて掲示されたとし、筆者はほとんどすべての天皇陵に掲示されたと考えた。筆者が確認したのは8例でありまだどちらともいえるのが現状であろう。これらの課題を解決するためには明治時代に撮影された天皇陵の古写真とその写真が撮影された日時について詳細な検討が必要となるだろう。これらの研究が進むことにより英文高札の具体的な掲示期間が明らかになるであろう。さらにそれらの研究は幕末から明治時代にかけて歴代天皇陵がどのようにあつかわれてきたのかということを考えるうえで貴重な材料となりうるであろう。

なお関西大学考古学研究室では2010年度に徳山喜昭氏のご厚意のもと高札群の資料調査をおこなった。その成果として2011年に『徳山喜昭氏蒐集高札目録』を刊行した。本稿はその高札群の中で筆者が目にした英文高札について、所有者である徳山氏の格別なご配慮のもと資料紹介として資料化したものである。

#### 【註】

①本稿において天皇陵、陵墓については宮内庁の定めたものを天皇陵と表記する。

#### 【主な引用参考文献】

- ヴィクター・ハリス 後藤和雄 2003 『ガウランド 日本考古学の父』  
上野竹次郎 1921 『山陵遙拜帖』  
檀原考古学協会 2006 『ロマイン・ヒッチコック ― 滞在二か年の足跡 ―』  
堺市博物館 2009 『百舌鳥古墳群の陵墓古写真集』  
堺市博物館 2011 『陵墓古写真集Ⅱ』  
高木博志 山田邦和 2010 『歴史のなかの天皇陵』  
竹原万雄 2007 「高札研究をめぐる現状と課題」『明治大学博物館研究報告』  
田村唯史 村瀬陸 2011 『徳山喜昭氏蒐集高札目録』  
日本歴史地理学会 1913 『皇陵』